

# 宮城県自然環境保全基本方針

平成18年11月

宮城県環境生活部



## 目 次

前文	自然環境の保全をめぐる地球環境や社会環境の変化	- 1 -
	自然環境の保全をめぐる世界の動き	- 1 -
	自然環境の保全に関する国内の動き	- 1 -
	転換点を迎えた本県の自然環境保全対策	- 2 -
	状況変化に対応した新たな自然環境保全基本方針の策定	- 3 -
第 1	自然環境の現状と保全に向けた新たな課題	- 3 -
1	自然環境の現状	- 3 -
( 1 )	高山帯・亜高山帯（山岳地域）	- 3 -
( 2 )	山地帯（奥山地域）	- 4 -
( 3 )	丘陵帯・平野帯（里地里山，田園地域）	- 4 -
( 4 )	海岸帯（沿岸地域）	- 5 -
2	自然環境の保全に向けた新たな課題	- 6 -
( 1 )	生態系ネットワークの形成	- 6 -
( 2 )	生物多様性の確保と自然環境の再生	- 6 -
( 3 )	自然を慈しみ自ら行動する主体づくり	- 7 -
第 2	自然環境の保全に関する基本構想（基本理念）	- 7 -
1	生物多様性に富んだ豊かな自然環境の保全	- 7 -
2	恵み豊かな自然環境の持続可能な利用	- 8 -
3	先人がはぐくんできた自然と共生する知恵や文化の次世代への継承	- 8 -
第 3	自然環境の保全に関する施策の基本目標（施策の基本的事項）	- 8 -
1	健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）	- 8 -
( 1 )	健全な生態系の保全	- 9 -
イ	自然環境の保全に向けた地域指定等の効果的な推進	- 9 -
ロ	潤いや安らぎに満ちた身近な自然環境の保全	- 11 -
ハ	自然環境の保全に配慮した開発行為への誘導と監視体制の充実・強化	- 11 -
( 2 )	生態系ネットワークの形成	- 11 -
2	生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）	- 13 -
( 1 )	生物多様性の保全に向けた情報基盤の整備・活用	- 13 -
( 2 )	希少野生生物の保護対策の推進	- 14 -
( 3 )	野生鳥獣の適切な保護管理対策の推進	- 14 -
( 4 )	効果的な自然環境再生の推進	- 15 -
3	豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）	- 15 -
( 1 )	自然環境の保全に関する調査研究体制の充実	- 16 -
( 2 )	多様な主体との協働による自然環境保全活動の推進	- 16 -
( 3 )	自然を敬い慈しむ心を育てる自然とのふれあいの推進	- 16 -

## 前文 自然環境の保全をめぐる地球環境や社会環境の変化

### 自然環境の保全をめぐる世界の動き

熱帯雨林の急激な減少などに伴う種の絶滅<sup>1</sup>の進行への危機感、さらには人類存続に不可欠な生物資源消失への危機感などが動機となって、人類の重要な存続基盤である生物多様性の問題が世界的な注目を集め、平成4年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において生物多様性<sup>2</sup>の保全と持続可能な利用<sup>3</sup>を目的とした「生物の多様性に関する条約」が採択されました。

生物は、この地球に誕生して以来、悠久の歴史の中で、自然環境に順応しながら様々に進化し、種を分化させながら現在に至っています。そして人類は、生物多様性に富んだ良好な自然環境と多くの生物資源にはぐくまれて、繁栄の道をたどってきましたが、人類の文明的営為が自然界の生物に様々な影響を与え、種の絶滅まで引き起こしてきました。自然環境は、精妙な自己修復機能を有し、調和と均衡を保っていますが、生物種の減少はこのシステムを劣化・崩壊させてしまいます。

このような状況を背景として、人と自然との調和ある共生<sup>4</sup>に向けた自然環境の保全に関する多様な取組が、世界各地で盛んに展開されています。

### 自然環境の保全に関する国内の動き

わが国においては、平成5年に、野生動植物種の絶滅の防止・保護増殖を目的とする「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が施行される一方、同年の「生物の多様性に関する条約」への加盟を契機として、平成7年の地球環境保全に関する関係閣僚会議で「生物多様性国家戦略」が決定されました。

その後、平成14年には新たな国家戦略として、関係各省庁の施策レベルのなお一層の連携強化などを目的とする「新・生物多様性国家戦略」が決定され、平成15年には自然の回復力、自然自らの再生プロセスを積極的に手助けすることで、自然の再生<sup>5</sup>や修復の推進を目指す「自然再生推進法」、さらに、環境教育を推進し環境の保全について国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目指す「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行されました。

---

<sup>1</sup> 種の絶滅：種の絶滅は自然に起きることもあるが、自然に種が絶滅するには数万から数十万年の時間がかかるといわれている。近年、1年間に絶滅する生物種は約40,000種と過去に類を見ない速度で種の絶滅が進んでおり、その主な要因は人間活動である。

<sup>2</sup> 生物多様性：地球上のあらゆる生物の種の存在と、それらの生物間の複雑な相互作用が織りなす、様々なレベルでの多様さを総合的に表したことば。地球上の全ての生物の種は、人類と地球環境を共有し、生態系を構成する基本的な要素となっていることから、多様な生物が共存できるということは地球環境を健全に維持できることに繋がる。

<sup>3</sup> 持続可能な利用・開発：環境保全と利用・開発は不可分の関係にあるが、利用・開発は自然の資源を土台として成立するものであるため、持続的な発展のためには環境の保全が必要であるという考え方。自然環境を持続的に利用・開発するためには、自然の自己修復能力を超えない範囲内での利用・開発を心がけ、適切な規模の保護地域を確保しながら、自然環境に配慮した利用・開発を行うことが必要である。

<sup>4</sup> 人と自然との調和ある共生：本来、「共生」とは、異種の生物が一緒に生活し、行動的または生理的な結びつきを恒常的に保っている関係を意味する生物学用語であるが、近年では、環境や経済の分野などで用いられることもあり、平成6年に閣議決定された第一次環境基本計画においても、長期的な目標の一つとして「共生」があげられている。本方針においては、人間の社会と自然とが好ましい関係を築くことにより豊かな国土を維持することができる状態をさしている。

<sup>5</sup> 自然再生：過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、自然環境が改変されたところに積極的に手を加え、自然環境を過去の姿に回復させること。

また、平成17年には、外来生物<sup>6</sup>による生態系などへの影響を防止するための「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行されました。

このように、国内においても、「生物多様性国家戦略」や「新・生物多様性国家戦略」を背景として、関係各省庁の有機的な連携の下、自然環境の保全に向けた各種施策が展開されています。

### 転換点を迎えた本県の自然環境保全対策

本県においても、近年、自然の自己修復能力を超えた登山者の踏圧等に起因する栗駒山雪田<sup>7</sup>（せつでん）や蔵王芝草平における原生的自然植生の荒廃、伊豆沼など各地の湖沼における外来魚の人為的移入及び繁殖による在来種の減少が問題化し、また、中山間地域<sup>8</sup>などにおいては、管理不足や放置によって二次的な森林や草原、水田に特有な野生生物が消失するといった生物多様性の危機が顕在化してきています。

これまで、本県の自然環境保全施策は、大規模開発の増加などによる自然環境の破壊が問題となっていた高度経済成長期の社会情勢を反映し、保護地域指定による開発行為などの規制を中心として推進されてきましたが、生物多様性の保全をめぐる新たな問題の顕在化などを背景として、大きな転換点を迎えています。

人と自然との調和ある共生を実現するためには、実効性のある自然環境保全制度やその推進体制の整備はもちろんのこと、県民や地域社会の環境保全意識の向上を図りながら、新たな視点に立った自然環境保全施策を展開することが重要です。

近年、自然環境の保全や次世代への継承、持続可能な利用に関する取組は、行政機関や限られた個人・団体によるものから、多くの県民による自主的・自発的な活動へと広がりを見せ、特に平成10年の「特定非営利活動促進法」の施行後は、本県においても多くのNPO<sup>9</sup>法人（特定非営利活動法人）が設立されるなど、「地域の多様な主体による協働<sup>10</sup>」が強く意識・要請されるようになってきています。

---

<sup>6</sup> 外来生物（外来種）：その動植物がもつ本来の移動能力を超えて、過去あるいは現在の自然分布域外に、意図的、非意図的を問わず、人為的に導入された生物のことであり、国外起源の場合の他、国内起源の場合もある。外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように、我々の生活に欠かせない生物も数多くいる一方、近年、オオクチバスなどの定着した外来生物が既存の生態系に大きな影響を及ぼし、その地域の生物多様性が脅かされていることが問題になっている。

<sup>7</sup> 雪田：冬季に雪が窪地などに吹き溜まりとなって、周囲より融雪が遅れる所。このような所は、深い積雪や長い覆雪期間に耐えられない大型の樹木に代わって、小型の樹木や草本が群落を形成し、融雪後一斉に開花するので、「お花畑」と呼ばれている。本県では、栗駒山雪田のお花畑が有名である。

<sup>8</sup> 中山間地域：一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった耕地が少ない地域を指し、山地の多い日本では国土面積の69%を占めている。地理的・社会的条件などから、過疎化や高齢化が進んでいるが、人の手が加わりながら、食糧生産地や水源のかん養地などの重要な役割を果たしている。

<sup>9</sup> NPO：Non Profit Organization という英語の略称で、一般的には「民間非営利組織」と訳される。つまり、営利を目的とする株式会社や有限会社などと異なり、ミッション（社会的使命）の追求を目的とし、活動に必要な経費は、会費や寄付を募ったりして確保しながら、自発的な社会活動を継続して行う団体のことを指す。

<sup>10</sup> 地域の多様な主体による協働：本方針において、主体とは、自然環境を保全するために自ら活動を行う個人や、行政機関やNPO、企業などの団体のことをさしている。協働とは、複数の主体が、共通の目的を持ち、適切な役割分担の下で協力して活動することをさす。

## 状況変化に対応した新たな自然環境保全基本方針の策定

昭和48年に策定された「自然環境保全基本方針」は、本県における自然環境の保全に関する普遍的な基本理念として「広く県民が自然環境のもたらす恵沢を享受するとともに、次代の県民が美しく豊かな自然環境を継承できるよう適切に保全する」ことを掲げています。しかし、策定から30年余りが経過し、環境保全施策の展開に対する県民の要請などが変化・多様化する状況にあります。

このことから、従来の基本理念を継承しつつ、昨今の自然環境を取り巻く様々な状況の変化やその保全をめぐる国内外の動向等を踏まえ、自然環境の保全を図るための目標と方向を示すものとして、このたび見直しを行いました。

この新たな基本方針の下、平成17年度に策定された新しい宮城県環境基本計画の推進とあわせて、長期的展望に立った実効性の高い自然環境の保全施策を総合的かつ計画的に推進し、県民すべての生存基盤である「潤いや安らぎに満ち、豊かで美しい宮城の自然」の保全及び次世代への継承に努めます。

## 第1 自然環境の現状と保全に向けた新たな課題

### 1 自然環境の現状

植物や動物はもとより、それらの生存基盤となる土壌や地形・地質、大気や水など、生き物をはぐくむすべての自然環境を構成する様々な要素を総合的に組み合わせて、本県の自然環境を概観すると、大きく「高山帯・亜高山帯（山岳地域）」、「山地帯（奥山地域）」、「丘陵帯・平野帯（里地・里山、田園地域）」及び「海岸帯（沿岸地域）」の4つの地域として認識することができます。

#### （1）高山帯・亜高山帯（山岳地域）

「高山帯」や「亜高山帯」は、標高がおおむね1,200mを超える山岳地域で、本県では、奥羽山脈に連なる蔵王連峰や船形山、栗駒山などが該当します。

蔵王連峰では、アオモリトドマツが優占する常緑針葉樹林が、船形山や栗駒山では、ミヤマナラ、ミネカエデ、ナナカマドなどの落葉広葉樹の低木林がその植生を特色づけています。また、蔵王連峰の芝草平には、寒冷な湿原に特有のミズゴケ類が優占し、池塘（ちとう）と呼ばれる小さな池が多数存在する貴重な生態系が認められる特異な自然景観が広がっています。

高山帯・亜高山帯に位置する山岳地域は、このような優れた自然景観に加え、多くの高山性野生生物が生息・生育していることから、国立公園や県立自然公園<sup>11</sup>に指定されています。

高山帯や亜高山帯は、低標高域に比べ、気候や地形の厳しさゆえに人の働きかけが小さく、これまで自然性の高い状態が保たれてきましたが、近年では、来訪者の増加による植生の荒廃や土砂の流出といった問題が生じています。また、湿原内への無造作な踏

<sup>11</sup> 自然公園：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健・休養及び教化に資することを目的として、自然公園法や都道府県の条例に基づいて、区域を画して指定される公園のことをいう。本県には国が指定した国立・国定公園と県立自然公園条例に基づき県が指定した県立自然公園がある。

み込みや高山植物の盗掘など、マナーやルールを守らない行為も大きな問題となっています。

## (2) 山地帯(奥山地域)

「山地帯」は、標高がおおむね300mから1,200mまでの範囲で、北上山地と阿武隈山地、奥羽山脈の山腹を占め、冷温帯落葉広葉樹林をはじめとする森林に広く覆われています。

山地帯の冷温帯落葉広葉樹林を代表するブナ林には、日本海側の気象条件下に発達するブナ・チシマザサ群落と太平洋側の気象条件下に発達するブナ・スズタケ群落がありますが、ブナ・スズタケ群落はそのほとんどが消滅し、わずかに手倉山(丸森町)、牧山(石巻市)、金華山島(石巻市)などにその面影をとどめています。

山地帯の低標高域では、戦後植栽されたスギやアカマツなどで構成される人工林が広範囲に見られます。

## (3) 丘陵帯・平野帯(里地里山, 田園地域)

県土のほぼ中央部を占め、標高がおおむね300m以下の「丘陵帯」は、古くから開発の手が加えられ、人々の暮らしを支えてきました。伐採された自然林の跡地に成立したコナラ、クリの二次林<sup>12</sup>やスギ、アカマツの人工林と農耕地が混在する里地里山<sup>13</sup>の自然景観が広がっています。

藩政時代以降、生活の基盤として利用されてきた「平野帯」では、県中部から北部に広がる仙台平野を中心に、水田や畑地が広がっています。特に水田は県土の約16%の面積を占め、居久根(いぐね)と呼ばれる屋敷林などを伴って美しい田園風景を作り出しています。

ラムサール条約<sup>14</sup>湿地でもある伊豆沼・内沼や蕪栗沼に代表される淡水湖沼は、平野帯の自然植生の姿をとどめる貴重な場所で、ハクチョウ類やガン・カモ類など冬鳥の渡来地、そしてタナゴ類やモツゴ類など在来魚の生息地となっています。しかし近年は、人間活動に伴う野生生物の生息環境の変化に加え、外来魚のオオクチバスなどの繁殖が

<sup>12</sup> 天然林・自然林・人工林・二次林：林の定義は林学・生態学などの学問により異なるが、本方針においては、次のように定義する。天然林は、ほとんど人手が加わっていない林をさす。人工林とは、人の手で高木の植栽等を行い、成立した林をさし、天然林とは対語をなす。自然林とは、天然林の中で極相段階(外見上の変化がそれ以上起こらない安定した林)またはそれに近い群落構成を示す林のことをさす。二次林とは、災害によって破壊されたり、人手によって伐採された後に自然に再生し成立した林のことをさす。

<sup>13</sup> 里地・里山：人間のさまざまな働きかけを受けながら、持続的利用がなされることにより形成された自然環境であり、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

<sup>14</sup> ラムサール条約：正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、昭和50年に発効した。イランのラムサールで採択されたことから、こう呼ばれる。水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を進めることと、湿地の適正な利用を進めることを目的とする。日本は昭和55年に加入し、本県では伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田の2か所が指定されている。

著しく、捕食圧<sup>15</sup>によってタナゴ類やモツゴ類、エビ類などの希少種や在来種が激減しています。

山地帯や丘陵帯・平野帯に残された良好な自然環境は、国定公園、県立自然公園や県自然環境保全地域などに指定され、保全されているものの、社会経済活動の進展に伴う道路整備や林地開発、里地里山で適正な管理が行き届かないことなどにより、在来野生生物の生息環境に変化が生じています。特に、人と野生鳥獣とのかかわりの変化が、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカなどの生息域を拡大させ、農林業被害が増加する事態も生じています。

#### (4) 海岸帯（沿岸地域）

「海岸帯」は、海岸線が複雑で断崖（だんがい）の多いリアス式海岸と川や隣接海岸から運ばれた土砂が波や風の働きによって海岸線に沿ってたい積した砂浜海岸に二分されます。

岩手県境の気仙沼市から石巻市までの北部沿岸地域は、リアス式海岸に見られる優れた海蝕（かいしょく）景観<sup>16</sup>や温暖な気候がもたらす多様な動植物相などから、国立公園や国定公園に指定されており、島嶼（とうしょ）や岬にはアカマツ自然林や暖温帯性のタブノキ林を見ることができます。

石巻市から福島県境の山元町までの中南部沿岸地域では、松島付近で多島海景観が見られますが、南部にかけては砂浜海岸が続いています。この長大な海岸の前面には砂浜特有の植物が生育し、その背後には藩政時代から飛砂や潮害を防ぐために植林されてきたクロマツ林が見られます。また、河口域や松島湾の前浜には、干潟、塩性湿地<sup>17</sup>やヨシ原があり、シギ・チドリ類に代表される渡り鳥の渡来地となっています。

しかし近年では、河川構造物の設置による河川から供給される土砂の減少、海岸構造物の設置による漂砂の変化がもたらす砂浜の侵食、人や車両の入り込みによる鳥類の繁殖地や砂浜植生の破壊が顕著で、砂浜海岸の景観や野生生物の生息・生育環境が失われつつあります。

沿岸地域のうち、内湾や河口域には海草藻場<sup>18</sup>や干潟が形成され、それぞれが特徴的な生態系を構成していますが、近年では人間活動の影響などから劣化が進むとともに、サキグロタマツメタなど外来種の人為的移入によって、従来の生態系のバランスが脅かされる事態も発生しています。

また、大小260余の島嶼からなる日本三景の松島をはじめ、長大な海岸林を形成し

<sup>15</sup> 捕食圧：ある生物が他の生物を捕食することによる個体数への影響の大きさを指す。捕食圧が大きいと、捕食される生物の個体数が減る。

<sup>16</sup> 海蝕景観：潮の流れや波により海岸や海底が少しずつ侵食されてきた景観。

<sup>17</sup> 塩性湿地：潮の干満の影響を受けた塩分の多い湿地。塩分に耐性を持つ植物群落が形成される。

<sup>18</sup> 海草藻場：沿岸で海中に海草が繁茂している場所。



ているクロマツ林やアカマツ林では松くい虫被害<sup>19</sup>が生じています。

仙台市の七北田川河口部に位置し、国際的にも重要な渡り鳥の中継地、繁殖地、越冬地として知られている蒲生干潟においても、利用者の増加や周辺の開発などにより、野生生物の生息・生育空間が減少してきています。

## 2 自然環境の保全に向けた新たな課題

### (1) 生態系ネットワークの形成

ある地域における食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く大気や水、土壌などの無機的環境の間に生じる相互関係を、総合的にとらえた生物社会の一つのまとまりを生態系といいます。

そして、生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している状況が望ましいといわれています。

本県の土地利用の推移を見ると、森林や農用地としての農林業的な利用から、宅地や道路などの都市的な利用への転換が進み、野生生物の生息・生育地が消滅・縮小・分断化してきています。(参考資料1：県土地利用の推移)

このような土地利用の流れの中で、地域固有の生物相が安定的に存続できる健全な生態系を保全・再生させるためには、適切な規模の保護地域を確保しながら開発行為などを自然環境の保全に配慮したものに誘導し、生物多様性に富む里地里山や水辺などの身近な自然環境の保全・再生を積極的に進めるとともに、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成が求められています。

### (2) 生物多様性の確保と自然環境の再生

生物の種類が多さ(種の多様性)や個々の種内で見られる様々な形態(遺伝的な多様性)、相互作用を持つ生物群集とその生息場所を含めたまとまりの多様さ(生態系の多様性)などを総称して生物多様性といいます。

私たちが口にするほぼすべての食べ物は生物に由来し、薬品の多くももともとは植物などの生物成分から得られたものです。また、身の回りには木材などの天然素材でできた製品がたくさんあり、生物多様性に根ざした生物資源は私たちの生活には欠かせないものです。しかし、普段の暮らしの中で私たちは、こうした恩恵を忘れがちです。

本県では、都市化の進展などに伴い自然環境の改変が拡大している地域においては、身近に見られた野生生物がいつの間にか姿を消したり、絶滅の危機に瀕(ひん)している野生生物の種類数が増加する傾向にあります。また、中山間地域などにおいては、過疎化や農林業従事者の高齢化に伴い農地や森林の適正な管理が行き届かないことなどから、自然環境の質の劣化とともに、野生生物の生息・生育環境にも大きな変化が生じており、ニホンザルなど野生鳥獣による農林業被害の発生が増加しています。

---

<sup>19</sup> 松くい虫被害：マツノザイセンチュウによって、マツが急激に衰弱し枯死するという被害。マツノザイセンチュウはマツノマダラカミキリを媒介して広がる。県内では金華山島などで大きな被害が出ている。

このように、生態系の豊かさを表す生物多様性に様々な問題が生じてきており、健全な生態系の保全につながる生物多様性の確保に向けた適切な対応が強く求められています。

また、社会経済活動の進展が、様々な形で自然環境や生態系にこれまで以上の影響を及ぼすことが懸念される中であって、自然環境の質を高めていくためには、今ある自然を保護・保全するだけでなく、都市的な土地利用と生物多様性の確保が両立できるよう、長期的な視点に立った自然環境の再生が求められています。

### (3) 自然を慈しみ自ら行動する主体づくり

かつて私たちの祖先は、豊かな自然の恵みを持続可能な範囲内で享受しながら、自然を畏れ敬い、自然と融和した生活を営んでいましたが、近年は、人々の自然と向き合う意識に変化が生じてきています。

例えば、高山帯や亜高山帯の優れた景観に恵まれた国定公園や県立自然公園においては、貴重な自然植生を踏み荒らしたり、高山植物を盗掘したり、持ち込んだゴミを放置するといった利用者マナーの低下が見られます。また、シギ・チドリ類などの渡り鳥が採餌(さいじ)場としている干潟に無造作に立ち入ったり、在来魚の絶滅を招くおそれのあるオオクチバスなどを河川や湖沼に思いのまま放流するなど、長い歳月をかけてはぐくまれてきた自然との付き合い方を深く考えない人もいます。

このような状況を改善するためには、自然とふれあう機会や自然環境について学ぶ機会を増やし、自然を正しく理解し大切にすること、さらには自然環境を保全するために自ら行動する人づくりを積極的に推進することが求められています。

自然環境の保全に関する課題は地域によって異なり、発生が懸念される新たな問題の内容も多岐にわたると予想されることから、自然環境を保全するためには、それぞれの地域の自然・社会特性などを踏まえ、関係者が一体となって継続的に取り組むことが重要です。

また、自然環境の保全に関する活動を効果的に推進し、着実にその成果をあげるためには、行政機関、主体的に活動に取り組む個人・団体、そして地域に居住する人々が共通の目的を持ち、適切な役割分担の下で協力して活動できる基盤づくりが何よりも重要です。

## 第2 自然環境の保全に関する基本構想(基本理念)

### 1 生物多様性に富んだ豊かな自然環境の保全

私たちが暮らす宮城の県土は、奥羽山脈や三陸の海、北上川や阿武隈川といった河川など、多くの野生生物が生息・生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境に恵まれています。

私たちはこの自然環境から清浄な空気や水、食料や木材、そしてこころの安らぎなど、多くの恵みを享受しながら生活しています。これらの恵みは、人間と自然が適切なかかわり合いを持ちながら悠久の歴史の中ではぐくまれてきたものですが、それが日常生活において充足しているとき、私たちはその大切さを忘れてしまうことがあります。

人間の様々な営みによって自然環境の改変が進んでいる現在、かけがえのない自然環境の恵みを将来にわたって広く県民が享受できるようにするためには、県民一人一人がその英知を結集して、生物多様性に富んだ自然環境の適切な保全に努めなければなりません。

## 2 恵み豊かな自然環境の持続可能な利用

私たちが生きていくためには、自然環境に対して何らかの影響を及ぼさざるを得ませんが、荒廃した自然環境を元に戻すことは大変難しく、一度失われた種や遺伝情報を再び創り出すことはできません。また、自然環境を今後も持続的に利用していくためには、長期的な視点に立ち、自然の自己修復能力を超えない範囲内の利用に心がける必要がありますが、自然環境を構成する個々の要素は、複雑な相互作用の下で微妙なバランスを保っているため、どの程度の利用であれば持続可能であるか正確に予測することは困難です。

このため、自然環境の利用や改変に当たっては、人間と自然の長い歴史の中で培われてきた事例、すなわちそれぞれの地域に特有な生活文化や生物多様性の実態を参考にしながら考え、実行することが求められます。従来の保護地域指定などによる規制的手法に加え、社会資本整備や生産活動における環境配慮、NPO（民間非営利組織）活動の支援、地域振興や地域づくりとの連携、地域社会における合意形成などのあり方について、地域に住むすべての人々が互いに協力しながら検討し、それらを有機的に組み合わせて、適切な配慮の下で自然環境の持続可能な利用に努めなければなりません。

## 3 先人がはぐくんできた自然と共生する知恵や文化の次世代への継承

これまでの長い歴史において、先人たちは自然と対立するのではなく、自然環境に適切に順応することで、様々な知識や技術を生活の知恵として蓄積し、自然の恵みを持続的に利用しながら、地域固有の文化をはぐくんできました。自然環境の持続可能な利用を実践する地域社会を築き、潤いや安らぎに満ちたライフスタイルを手に入れるためには、こうした知恵や文化に学ぶことが欠かせません。急激に失われつつあるこれらの知恵や文化を地域の自然環境と一体となった景観も含めて大切に守り、次世代へ確実に継承していくことが現在に生きる私たちに課せられた重要な使命です。

### 第3 自然環境の保全に関する施策の基本目標（施策の基本的事項）

#### 1 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）

生態系は、光合成による有機物の合成、食物連鎖、排せつ物や動植物の死がいの分解・再利用というエネルギーの流れや物質循環を通じて、あるいは生息・生育場所の確保をめぐる相互作用を通じて複雑に関係し合いながら、一つのまとまりとして成り立っています。

本県における自然環境を健全なものとして保全するためには、様々な要素から構成される生態系やそれらの連続性を保全すべき「場」としてとらえ、確保していく取り組みが重要です<sup>20</sup>。

---

<sup>20</sup> 「場」の確保：本方針では、生態系やそれらを結ぶ生態系ネットワークなど、自然環境を保全するための土地や空間だけでなく、生態系を構成する食物連鎖やエネルギーの流れなどの生物間の相関関係をもまとめて捉えた概念を、「場」としており、そのように自然環境を場として確保することが保全において重要である。

## (1) 健全な生態系の保全

### イ 自然環境の保全に向けた地域指定等の効果的な推進

本県において、自然公園法や県立自然公園条例、自然環境保全条例により、自然環境の保全などを図るべき地域として指定された区域は合計189,106haで、県土の約26%を占めています。(参考資料2：県内の自然公園及び県自然環境保全地域・緑地環境保全地域<sup>21</sup>指定状況)

このような指定地域については、優れた自然環境の保全とその適正な利用を図るため、必要に応じて自然公園の公園計画などの見直しを行うとともに、引き続き適切な行為規制に努めます。また、これらに指定されていない地域であっても、優れた天然林が残存する地域や貴重な野生生物が生存する地域などについて情報を収集し、次表の「自然環境を保全すべき地域の指定に関する基本的な事項」により、保全地域の指定に努めます。

---

<sup>21</sup> 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域：自然環境保全条例に基づき指定された地域。高山性植生，亜高山性植生，すぐれた天然林などのうち，保全することが特に必要な地域を「県自然環境保全地域」，自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資する地域を「緑地環境保全地域」に指定している。

## 自然環境を保全すべき地域の指定に関する基本的な事項

### 「県自然環境保全地域」及び「緑地環境保全地域」

本県では、自然環境保全条例に基づき、良好な自然環境を形成し、自然的社会的諸条件からみて、その保全を図る必要がある地域を「県自然環境保全地域」(14地域)及び「緑地環境保全地域」(9地域)に指定していますが、今後も必要に応じ、次の基準にしたがって選定し、関係者の協力を得ながら指定計画を樹立の上、順次指定に努めます。

#### 県自然環境保全地域

対 象	面 積
1 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)	100ha 以上
2 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)	10ha 以上
3 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域	2ha 以上
4 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域	1ha 以上
5 植物の自生地、野生動物の生息地、繁殖地若しくは渡来地又はすぐれた人工林地で、その区域における自然環境が上記1～4の区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの	1ha 以上

#### 緑地環境保全地域

対 象	面 積
1 樹林地、池沼等特に良好な自然環境を形成し、都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる区域	3ha 以上
2 都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域	3ha 以上
3 当該地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域	1ha 以上

### 「特別地区」

県自然環境保全地域のうち、原生林や湿原、貴重な野生動植物の生息・生育地であって、原始性を伴う自然状態を保有する区域、学術的に重要な区域を特別地区として指定します。

### 「野生動植物保護地区」

県自然環境保全地域特別地区内に生息・生育する特定の昆虫類や両生類などの捕獲、植物の採取を規制する必要がある場合、その特別地区内に、保護すべき動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定します。

## ロ 潤いや安らぎに満ちた身近な自然環境の保全

里地里山の自然は、そこに住む人々が長年にわたり、自然環境の恵みを持続可能な形で利用しながら維持管理してきた結果生じたものであり、森林や田畑、水辺など多様な生態系が見事に調和した自然景観がはぐくまれてきました。しかし、社会経済活動の進展などに伴い生活様式が大きく変化した現在、その一部は手入れが行き届かず、荒廃した状況にあります。このため、里地里山の適正な利用を含む管理手法を、先人の知恵を活用しながら関係者が一体となって再構築し、身近にある里地里山の自然環境の保全・再生を推進します。

また、河川や湖沼、干潟や海辺、ため池や水田など、陸地と水域が接する水辺には多様な生物が生息・生育し、貴重な生態系がつくられています。これらの地域については、魚介類や昆虫類が生息し水生植物が繁茂する水辺環境並びに自然海岸及び海岸景観の保全を図るとともに、魚の遡上（そじょう）を容易にするような河川の整備、環境保全に配慮したため池や水田の整備などを推進します。

公園や街路樹の緑や都市近郊の緑は、里地里山や水辺、奥山の森林とあいまって多様な緑地環境を形成し、私たちにこころの安らぎを与え、生活環境を快適なものにしてくれます。このような身近で豊かな緑を継承するとともに、家庭や地域、公共施設や事業所などにおける緑化を促進することにより、地域の個性を生かした緑地環境づくりを推進します。

## ハ 自然環境の保全に配慮した開発行為への誘導と監視体制の充実・強化

森林の持つ多面的な機能が無秩序な開発により脅かされることのないよう、地域森林計画<sup>22</sup>対象民有林において開発等が行われる場合には、林地開発許可制度<sup>23</sup>による適正な指導に努めるとともに、残置森林（開発せずに残す森林）の確保などにより自然環境が大きく損なわれないよう誘導します。また、宅地造成やゴルフ場建設などに伴う大規模開発行為については、自然と調和した地域社会の持続・発展に向け、環境影響評価などの制度と連携して適正な指導を行うとともに、自然環境の破壊防止や植生の回復などを盛り込んだ自然環境保全協定を締結します。

さらに、自然公園区域や県自然環境保全地域なども含め、違法な開発行為などが行われることのないよう、県職員や自然保護員<sup>24</sup>などによる定期的・計画的なパトロールの強化を図るとともに、市町村などの関係機関とも適切な情報交換を行い、緊密な連携関係を構築しながら、監視体制の充実・強化に努めます。

### （２）生態系ネットワークの形成

生態系ネットワークを形成する第一の目的は、野生生物の生息・生育空間としての生

<sup>22</sup> 地域森林計画：森林法第5条により、都道府県知事が「全国森林計画」に即して、10年1期として、5年ごとに立てる計画。森林の多様な機能が十分に発揮できるよう、森林の整備及び保全に関する基本的な方向と目標・基準を示している。

<sup>23</sup> 林地開発：林地を、林地以外（宅地・工場用地・農地等）に転用することをいい、地域森林計画対象民有林において1ha以上の開発を行う場合は、森林法に基づき、知事の許可を受けなければならない。

<sup>24</sup> 自然保護員：県自然環境保全地域や鳥獣保護区、自然公園等を巡視し、標識及び施設等の状況把握や違反行為防止のための指導・監視等を行うために自然環境保全条例・自然保護員設置規則に基づき任命された者。

態系を相互に連続させることによって、より広域的な生活圏を確保することにあります。

その効果としては、野生生物の移動や分散空間を確保することにより、多様で安定した個体群の存続と個体数の維持が図られることが期待できます。また、小面積に分断された状態の保全地域を連結することによって、より安定的に生物多様性の保全を図ることができるようになります。

このため、既存の保護地域を中核として、人工林・二次林に代表される森林や水系などに着目しながら多様な生態系を様々な形で連続させるコリドー（生態的回廊）を構築し、生態系ネットワークの形成を目指します。

生態系ネットワークの形成に向けては、平成14年3月に策定した「宮城県自然環境共生指針<sup>25</sup>」に基づいた各種施策を関係行政機関、関係団体、県民と一体となって推進し、整備の遅れている人工林については、生物の生息・生育空間としての価値や生物多様性保全機能を高めるため、適切な整備を進めます。（参考資料3：生態系ネットワークイメージ図）

---

<sup>25</sup> 宮城県自然環境共生指針：本県における自然環境保全上の課題・問題点を整理し、平成14年3月に人と自然環境との共生に関する指針として取りまとめたもの。自然環境の将来像を「生態系ネットワーク図」として表わし、生態系ネットワークを実現するために配慮すべき課題について調査分析した。

生態系ネットワークの考え方

エリアの設定		エリアの考え方	
保全地域	生態系ネットワークの中心となる地域	保全エリア	保全地域の中で最も重要な地域であり、保護・保存的な位置づけの強いエリア 〔例〕山岳地域、県北部沿岸地域
		保全エリア	保全地域の中でも、利用しながら保全を図る地域であり、「保全エリア」と「回復エリア」とのバッファー（緩衝帯）的な位置づけの強いエリア 〔例〕奥山地域
回復地域	生態系ネットワーク全体の連続性を設定する上で重要な拠点となる地域	回復エリア	保全地域ほどのまとまりはないが、保全価値がある程度高い地域や、現状では評価が低い、ネットワークを強固にするための結節点に位置するエリア。今後回復エリアの自然環境の質を高めていくことで、県内の生態系ネットワークが強化される。 〔例〕里地里山、田園地域
コリドー（生態的回廊）	「保全地域と回復地域」「水辺及び河畔林」「県内の自然と他県の自然」の連続性を創出する必要がある地域	保全・回復エリア間のコリドー	保全地域間及び保全地域と回復地域を連続させ、生態系ネットワークを強化するため、自然環境の創出策を検討する必要があるコリドー
		水辺のコリドー	水辺（河川や湖沼、海岸等）及び周辺森林のネットワークを維持、向上、創出する必要があるコリドー。現在でも生態系ネットワークの機能を果たしているが、さらに連続性の必要性が高まりつつある。
		他県とのコリドー	より強固な生態系ネットワークを形成する上で、隣接県との調整を図り、連続性を維持、向上、創出する必要があるコリドー

資料：宮城県自然環境共生指針（宮城県環境生活部自然保護課 平成14年）より作成

## 2 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）

生態系は、いろいろな生物が「食べる、食べられる」関係を基本として、生息場所をめぐる関係など他の生物と相互にかかわり合い、またエネルギーの流れや物質循環などを介して大気や水、土壌などの無機環境と相互に作用を及ぼし合うことで成り立っています。

私たち人間を含めた生物は、互いに深くかかわり合いながら生活しており、生物の多様性を保全するとともに、損なわれた自然環境を再生することにより自然環境の「質」を確保することは、すべての生物にとって重要なことです<sup>26</sup>。

### （1）生物多様性の保全に向けた情報基盤の整備・活用

生物多様性の保全に関する様々な課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な対策

<sup>26</sup> 「質」の確保：自然環境の質の確保とは、残されている自然についてはその状態を維持させ、環境破壊などにより損なわれた自然については、あるべき自然の状態に再生、回復させることをさす。



を立案するに当たっては、自然環境の現状と時系列的な変化を科学的かつできるだけ定量的なデータとして収集し、整備・活用することが重要です。

本県では、絶滅のおそれのある野生生物の現状を把握し、野生生物の保護・保全に資するため、平成13年3月に「宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドデータブック -」を作成しました。また、自然環境を構成する様々な要素のうち、「植物」、「動物」、「景観」の主要3要素に着目し、指標化した「自然環境質指数」を考案し、県内の自然環境の質を総合的、数量的に把握しています。

これらを基礎資料としながら、県関係機関や高等教育・研究機関、NPOなどが保有する各種調査データなどを相互補完的に活用し得る情報ネットワークを構築するとともに、その活用を通じて、生物多様性を保全するための効果的・効率的な環境配慮措置に努めます。

## (2) 希少野生生物の保護対策の推進

社会経済活動の進展などによる自然環境に対する働きかけが増加傾向にある中で、存続の危機に瀕した野生生物やその生息・生育空間を含めた生態系を適切に次世代に引き継ぐことは、私たちに課せられた重要な使命です。

本県において、開発などによる野生生物の生息・生育環境の劣化や破壊、野生生物の乱獲、外来種の人為的移入による在来種の減少などにより、絶滅が懸念されている種は、植物で547種、動物で758種（「宮城県レッドデータブック」、平成13年3月）にのぼり、少なからぬ地域で生物の多様性が損なわれつつあります。（参考資料4：宮城県の希少な野生動植物）

このような希少野生生物が絶滅に至ることのないよう、関係する条例・規則などの適切な制定・運用・改正を通じて、その種及び生息・生育環境の維持に努めます。また、希少野生生物の絶滅確率増大の原因事項を整理し、個々の原因に適切に対応する施策を推進するとともに、外来種についても分布状況などの情報収集に努め、生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれのある場合は、国と連携しながらその対応を検討していきます。

## (3) 野生鳥獣の適切な保護管理対策の推進

野生鳥獣の生息・活動圏と人間社会の生活圏は、これまで適度な緊張関係の下で一定の距離感を保ってきました。

しかしながら、開発行為などが進み、野生鳥獣の生息域が縮小しつつある地域が存在する一方、過疎化や農林業従事者の高齢化などに伴い森林や農地の管理行為が行き届かないことにより、野生鳥獣の活動域が拡大しつつある地域が存在しています。さらに、近年では、人間生活の拡大や狩猟圧の低下などにより、両圏の境界が錯そうする地域が急速に広がりつつあります。人の気配を感じれば逃げるといった適度の緊張感も薄れ、野生鳥獣と人間社会との間に様々な軋轢（あつれき）が生じてきています。

このような軋轢を緩和するとともに、人と野生鳥獣が共存できる良好な関係の構築に向けた野生鳥獣の適切な保護管理が求められています。

特に、ニホンザルやツキノワグマ、ニホンジカなどによる農林業被害のように、人と

野生鳥獣の間に過度な軋轢が生じている，又はそのおそれがある事例については，両者の良好な関係を構築するため，科学的データや手法を踏まえた特定鳥獣保護管理計画<sup>27</sup>の策定を含めた長期的で実効性の高い施策を推進します。

また，鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに，先人から受け継いできた多様な鳥獣相を保全し，次世代に引き継ぐため，獣医師会や関係機関，ボランティアなどとも連携した傷病鳥獣救護の推進に努め，野生鳥獣の生息環境を保全する拠点としての鳥獣保護区・特別保護地区<sup>28</sup>の指定とその見直しなどを適切に推進します。（参考資料5：鳥獣保護区等の指定概要）

#### （４） 効果的な自然環境再生の推進

生活水準の向上を目指す人間活動の自然への働きかけが拡大する地域や高齢化や過疎化の進展などによる自然への働きかけが縮小する地域の増加などによって，野生生物の生育・生息環境の荒廃・消失が顕著となっています。そうした影響で，かつては身近に見られたメダカやタガメなどが極端に減少して絶滅危惧種となったり，ニホンザルなどの野生鳥獣が耕作地に出没するなど，長年維持されてきた身近な生態系が変容しつつあります。

過去の姿に学びつつ自然環境の健全な状態をよみがえらせるため，地域の多様な主体の参加と連携により，自然環境の保全・再生を推進します。また，事業の実施に当たっては，科学的知見に基づく情報の共有を図りながら，長期的な視点で柔軟に取り組みます。

### 3 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）

生態系ネットワークの形成や生物多様性の保全などに向けて自然環境を保全する活動を効果的に推進するためには，行政機関や地域住民，NPO，専門家など，地域の多様な「主体」が自然環境の現状に関する多種多様な情報を的確に把握し，その情報を共有することが重要です。

また，豊かな自然環境を地域文化とともに次世代に適切に引き継ぐためには，多様な主体の緊密な連携による協働が不可欠です<sup>29</sup>。

<sup>27</sup> 特定鳥獣保護管理計画：ある鳥獣が著しく増加または減少した場合，長期的な観点からその保護管理を図るためにとくに必要があると認められるものについて，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき策定することができる計画。保護管理すべき鳥獣の種類，計画の期間，保護管理が行われるべき区域，保護管理の目標，数の調整に関する事項，生息地の保護・整備に関する事項などが定められる。

<sup>28</sup> 鳥獣保護区：環境大臣又は知事が鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する区域。狩猟による鳥獣の捕獲が禁止されるほか，鳥獣の生息及び繁殖のために必要な施設を設けることができる。また，鳥獣保護区の区域内で，鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域は特別保護地区として指定され，森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為について指定権者の許可が必要となる。

<sup>29</sup> 主体の確保：自然環境を継続的かつ効果的に保全するためには，同じ目標に向かって積極的に活動する主体が複数存在することが必要である。主体の確保とは，より多くの主体が協働することのできる存在として地域にある状態を保つことをさす。

### (1) 自然環境の保全に関する調査研究体制の充実

自然環境を適切に保全するためには、まず自然環境の現状を具体的に把握した上で、時間の経過とともに生じる変化をモニタリングし、その原因を究明しながら効果的・効率的な対策を柔軟に講じる必要があります。また、自然環境の保全・再生の実現に向けた適切な施策の立案や選定に当たっては、高度な専門的知識や技術も不可欠です。

このため、動物や植物、地形、地質などの自然環境要素に関する基礎調査の実施に努めるとともに、自然環境の保全・再生に関する総合的な調査研究体制の確立を推進します。また、調査研究を通じて得られたデータや知見を広く県民に公開・提供し、自然環境の保全に向けた各主体の取組がより一層促進されるよう努めます。

### (2) 多様な主体との協働による自然環境保全活動の推進

自然環境の保全に関する問題は、県民すべての日常生活全般にかかわることであり、その対応に当たっては、行政、県民それぞれが共通認識の下に、連携・協力して行動することが不可欠です。

県内には、自然環境の保全活動などを行う主体が多数存在しますが、相互にかかわり合うことで、活動はさらに充実したものとなります。

自然環境の保全に関する施策を効果的に展開するため、多様な主体との協働を強力に推進するとともに、県民自らが積極的に自然環境の保全活動に取り組むことができるよう、専門的な知識を有する指導者の育成や各種の活動情報の提供、交流や研修機会の確保などを通じて、NPOをはじめ多様な主体の育成・支援に努めます。

### (3) 自然を敬い慈しむ心を育てる自然とのふれあいの推進

人は自然とふれあうことにより、感動や潤い、安らぎに満たされ、豊かな自然の恵みを享受するとともに、自然や人を慈しむ豊かな心をはぐくんでいます。しかしながら、人と自然とのふれあいは、自然環境への負荷を誘発する可能性もあることから、ふれあい活動は、自然環境の持続可能な範囲内で行われることが重要です。

また、国立・国定公園などの自然公園や県民の森などの森林公園、親水性に富んだ水辺空間などは、自然とふれあうマナーやルール<sup>30</sup>を学び、自然に対する理解を深める場所としても重要な役割を担っています。

このことから、市街地に近接する森林公園及び河川、湖沼、海洋などと接する水辺空間については、気軽に自然とふれあえる場、高齢社会に対応した健康づくりの場などとして、多様な県民ニーズに配慮した公園・空間づくりを自然環境への負荷低減に努めながら整備を推進するとともに、自然環境の仕組みや成り立ちを学習する場として活用し、自然環境の保全とその適正な利用に関する普及啓発を図ります。(参考資料6：みどりとふれあえる空間の面積)

<sup>30</sup> 自然とふれあうルールとマナー：近年、住環境やライフスタイルなどの変化により自然とふれあうことのできる場所や機会が減少傾向にあるなかで、自然とふれあう時のルールを守らないことによる事故やマナーの低下による自然破壊が見られるようになってきている。本来、自然は危険かつ繊細なものであり、自然とふれあう時には、その危険性と繊細さを理解したうえでつきあひ方を学ぶことが必要である。

また、自然観察会や野鳥観察会、森林整備体験などの自然環境に関する学習・体験活動を支える人材の育成と確保、情報の発信を行政と地域が一体となって進め、人と情報と場所のネットワーク化を図ります。特に、次代を担う子どもたちに自然環境の保全に関する興味と正しい知識を持ってもらえるよう、学校教育や社会教育との連携を図り、学習機会と学習内容の充実に努めます。

## 参考資料

### 1 県土利用の推移（単位：k m<sup>2</sup>）

区 分	昭和 47	昭和 57	平成 4	平成 14	平成 16
農用地	1,679	1,569	1,499	1,414	1,401
森 林	4,336	4,266	4,207	4,168	4,165
原 野	31	28	24	24	24
水面・河川・水路	309	315	321	328	326
道 路	195	247	281	311	317
宅 地	254	339	397	432	442
その他	484	527	563	609	610
合 計	7,288	7,291	7,292	7,285	7,286

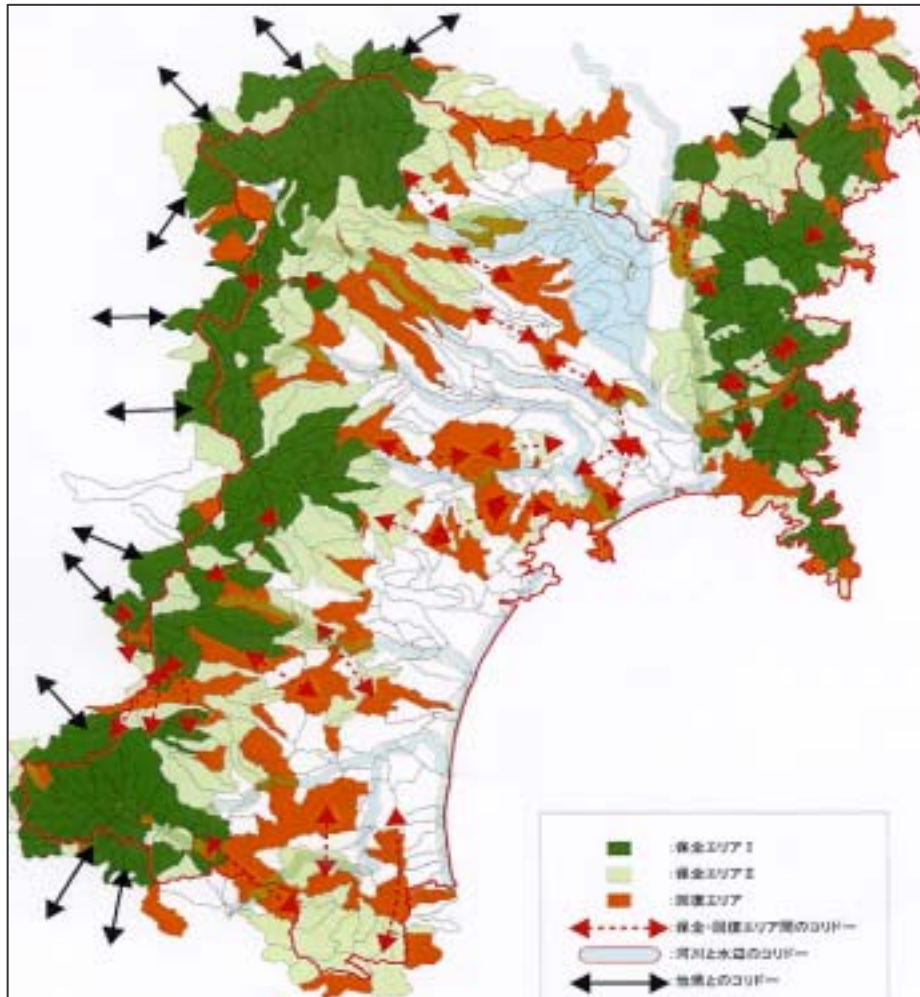
資料：宮城県国土利用計画管理運営資料（宮城県企画部土地対策課）より作成

本県の土地利用の推移を見ると 昭和 47 年から平成 16 年までの 32 年間で 農用地は 278 km<sup>2</sup> (当初の 16.6%)、森林は 171 km<sup>2</sup> (3.9%) 減少する一方で、道路は 122 km<sup>2</sup> (62.6%)、宅地は 188 km<sup>2</sup> (74.0%) 増加しています。

### 2 県内の自然公園及び県自然環境保全地域・緑地環境保全地域指定状況（平成 17 年度末現在）

自 然 公 園			県自然環境保全地域・緑地環境保全地域		
区分	名 称	面積(ha)	区分	名 称	面積(ha)
国 立 公 園	陸中海岸	980	県 自 然 環 境 保 全 地 域	伊豆沼・内沼	559
	小計（1 か所）	980		籠岳山	34.70
				仙台湾海浜	1,507.69
国 定 公 園	蔵王	20,757		太白山	449
	栗駒	29,516		樽水・五社山	1,317
	南三陸金華山	13,902		釜房湖	1,676
	小計（3 か所）	64,175		谷山	894
県 立 自 然 公 園	松島	5,410		御嶽山	49.65
	旭山	34		一桧山・田代	614.50
	蔵王高原	20,606		鱒淵観音堂	24.40
	二口峡谷	9,230		魚取沼	84.11
	気仙沼	21,079		翁倉山	541.04
	船形連峰	35,449		斗蔵山	28.15
	硯上山万石浦	9,933		東成田の自然林	35.97
	阿武隈溪谷	4,303	小計（14 か所）	7,815.21	
小計（8 か所）	106,044	緑 地 環 境 保 全 地 域	蕃山・斎勝沼	1,942	
合 計（12 か所）	171,199		加瀬沼	65	
			県民の森	1,045	
			丸田沢	124	
			権現森	857	
			加護坊・籠岳山	2,896	
			深山	311.52	
			高館・千貫山	2,830	
			愛宕山	21.92	
		小計（9 か所）	10,092.44		
合 計（23 か所）	17,907.65				

### 3 生態系ネットワークイメージ図



資料：宮城県自然環境共生指針（宮城県環境生活部自然保護課 平成 14 年）より作成

### 4 宮城県の希少な野生動植物

区分	基本概念	種数	例
絶滅危惧類	本県において絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	植物 188 種	オオミズゴケ キキョウ等
		動物 83 種	イヌワシ シナイモツゴ等
絶滅危惧類	本県において絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	植物 135 種	フクジュソウ ミズアオイ等
		動物 145 種	コアジサシ タナゴ等
準絶滅危惧	存在基盤が脆弱な種。本県において現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、「絶滅危惧」として上位に移行する要素を有するもの。	植物 67 種	アズマシャクナゲ リンドウ等
		動物 166 種	オオタカ ヤマネ等

資料：宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドデータブック -  
（宮城県環境生活部自然保護課 平成 13 年）より作成

5 鳥獣保護区等の指定概要（平成 17 年度末現在）

区分	指定区域	指定区分	個所数と面積		
			国指定	県指定	県合計
鳥獣保護区	地域の鳥獣を保護する見地から重要と認める区域	大規模生息地 集団渡来地 集団繁殖地	3か所 12,306ha	94か所 139,346ha	97か所 151,652ha
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で，鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために特に必要と認める区域	希少鳥獣生息地 森林鳥獣生息地 身近な鳥獣生息地	3か所 1,558ha	9か所 8,653ha	12か所 10,211ha

注）鳥獣保護区等の個所数と面積は，新規の指定や区域の見直し等により，増減することがあります。

6 みどりとふれあえる空間の面積（森林公園等の面積：平成 15 年度末現在）

森林公園等の名称	森林公園等 区域面積	所在市町村
宮城県県民の森	481ha	仙台市，利府町，富谷町
宮城県昭和万葉の森	23ha	大衡村
宮城県こもれびの森	993ha	花山村（現栗原市）
宮城県縄文の森	387ha	大和町
生活環境保全林 整備事業実施森林	928ha	仙台市，名取市，石巻市，気仙沼市，築館町（現栗原市），岩出山町（現大崎市）等
計	2,812ha	

注）上記の森林公園には，「県民の森等の設置及び管理に関する条例」（平成元年宮城県条例第 22 号）に基づき，その区域を告示し，維持管理すること等が予定されているものを含んでいます。